

令和6年6月4日
京都市都市計画局
〔担当：住宅室住宅政策課〕
TEL：075-222-3667

「京都市空家等対策協議会」市民公募委員の募集

京都市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「活用・流通の促進」、「適正な管理の推進」、「跡地の活用」といった総合的な空き家対策を推進しています。

この度、平成29年3月に策定した「京都市空家等対策計画」に関する協議を行う「京都市空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）の市民公募委員を募集します。

1 募集人数

2名

※ うち1名は、市内に所在する大学、大学院、短期大学、専門学校のいずれかの学生とします。

2 委員就任の期間

委嘱の日～令和8年6月30日

3 委員の役割

年1回程度開催する協議会に出席し、「京都市空家等対策計画」の実施に関する議論を行っていただきます。

4 応募資格

次の条件を全て満たす方

- (1) 京都市内に居住又は通勤、通学されている方
- (2) 満18歳以上の方（応募日時点）
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方
- (5) 本市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として在籍していない方

5 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項、作文（テーマ「京都市の空き家対策に興味や関心を持っていること」（200字程度）及び「京都市の空き家対策をより実効性のあるものにするためのアイデア」（300字程度））を記入したものを郵送、FAX又は電子メールで

御提出ください。電子メールの場合は、様式は問いませんが、応募用紙の必要事項に沿った内容でお送りください。

また、京都市ホームページ「京都市情報館」の専用フォームからも御応募いただけます。

なお、応募していただいた書類は返却しませんので御了承ください。

6 募集期間

令和6年6月7日（金）～令和6年6月21日（金）※必着

7 選考方法

選定委員会を設置し、応募していただいた書類により、選考します。

なお、選考結果については、応募者全員に通知します。

8 報酬

協議会に御出席いただいた場合に報酬をお支払いします。

9 応募・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（空き家対策担当）

TEL 075-222-3667

FAX 075-222-3526

電子メール house@city.kyoto.lg.jp

ホームページの専用応募フォーム

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=8437